令和７年度　殖蓮中学校いじめ防止基本方針

伊勢崎市立殖蓮中学校

はじめに

「いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものにしている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等と密に連携して取り組むことが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「群馬県いじめ防止基本方針」及び「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を受け、「殖蓮中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

Ⅰ．いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

１．いじめ防止対策の理念

○いじめ防止等の対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。

○いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

○いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

２．いじめの認識

○「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

○いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。また、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

○いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。

Ⅱ．いじめ防止対策の基本となる事項

１．基本方針

（１）全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、殖蓮地区子ども未来会議で話し合ったスマホ・ネットの使い方の３つの決まり「相手のことを考えて、使い方を見直す」「目的を持って使い、相手の気持ちを考える」「ネットによってトラブルに巻き込まれることがあるので、言動に気をつけるべき」（生徒会より）をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。

（２）学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。

（３）生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。

（４）いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の６観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

２．いじめ防止等のための組織

（１）組織図

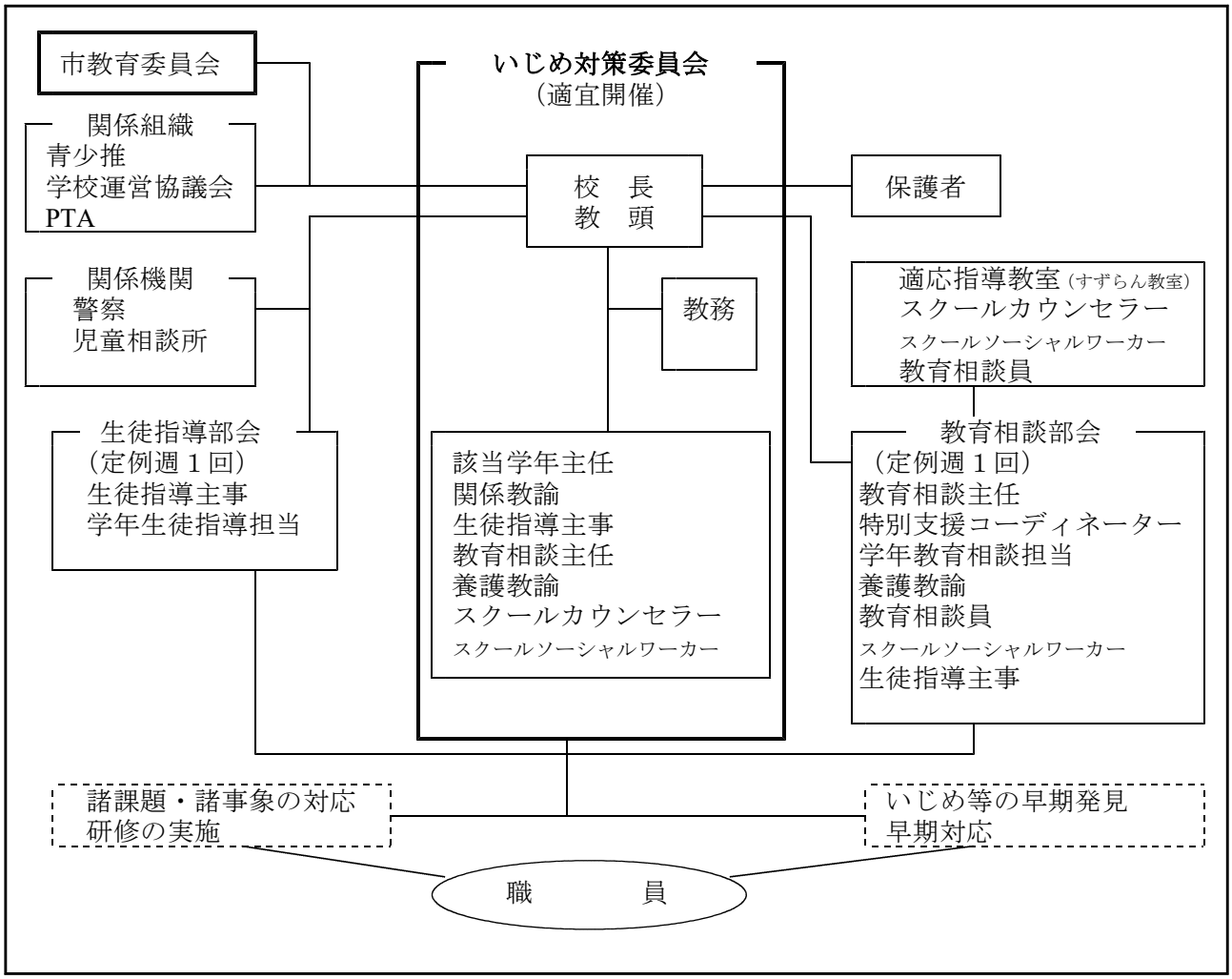

（２）いじめ対策委員会の役割

いじめ対策委員会は次のことを行う

①基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正

②いじめの相談・通報の窓口

③関係機関、専門機関との連携

④いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有

⑤いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制

⑥保護者との連携等対応方針の決定

⑦重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定

⑧重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

⑨当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

（３）連携のために（指導体制）

①連絡・報告の徹底

教職員は事象発生若しくは、注意・配慮を必要とする状況を把握した場合には、即時学年主任・生徒指導担当に報告し、連携・相談体制・指導内容の検討を行う。学年主任・生徒指導担当は、並行して生徒指導主事に報告し、必要があれば全校的体制を構築

②組織的対応

生徒指導主事は報告を受けた事象の状況に応じて、管理職に報告し、その指導の下、全校体制をつくり､各部・各学年に指導・援助するとともに必要に応じて外部機関との連携推進を行う。

Ⅲ．いじめの未然防止

１．未然防止のための取り組み

（１）生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
①生徒会本部役員や各クラス代表委員によるさわやかな学校づくり（あいさつ運動）
②生徒主体のいじめ防止活動（話し合い活動）
③体験学習の充実･････心豊かな生徒の育成（クリーン作戦、職場体験学習等）
④学校行事の活用･･体育大会、合唱コンクール、高原学校（１年）、校外学習（２年）
スキー教室（２年）、修学旅行（３年）

（２）生徒指導部会や教育相談部会（週１回）での情報共有。

（３）学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談員やスクールカウンセラー等を活用する。

（４）人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深化
①現実のいじめ事象を反映した資料の活用による道徳の充実
②「人権強化月間」での学習においていじめ問題を取り上げ日常の学校生活への振り返させる

（５）ネット上のいじめ防止に向け、情報モラル教育を推進し、講習会を開催する。（５月開催）

（６）教職員の言動でいじめを誘発･助長･黙認することがないよう細心の注意を払う。

２．相談体制の整備

（１）教育相談員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談主任が窓口となり、職員と連携をとりながら、深刻な事案に迅速かつ的確に対応する。

（２）行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

Ⅳ．いじめの早期発見

（１）基本的な考え方
いじめは大人の目の届きにくいところで巧妙に行われることが多い。教師は、子どもが発する救いを求めるサインを見逃さずにとらえ、迅速にして的確な指導をすることが大切である。

（２）いじめの早期発見のための取組
①生徒の声に耳を傾ける。（毎日の「生活日誌」、月１回の「心のアンケート」、個別面談等）
②生徒の行動を注視する。（登校指導・昼休みの巡回・下校指導・身だしなみチェック・持ち物検査等）
③保護者と情報を共有する。（手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等）

Ⅴ．いじめへの対応

１．関係機関との連携

（１）市教育委員会との連携
必要に応じて、いじめ等の問題行動に対応する県のサポートチーム等の派遣を依頼する。

（２）警察との連携
いじめの内容に応じて相談や情報の共有を図る。また学校警察連絡協議会においても同様とする。

（３）児童相談所等との連携
サポート会議にて、生徒の状況や対策等について協議し、関係機関と連携した支援の充実を図る。
いじめの内容に応じて、中央児相や伊勢崎市の福祉部、市民部等との連携を図る。

（４）その他の機関との連携
弁護士や医師、法務局、伊勢崎市 PTA 連合会、伊勢崎市青少年育成推進員連絡協議会等、関係機関や関係団体との連携を図る。

２．いじめへの対処他

（１）生徒への支援

生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、生徒の求めに応じて必要な支援を行う。いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行う。

（２）ネット上のいじめへの対応

①市教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。

②被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

（３）出席停止

生徒の教育に著しく妨げがあると認められる場合には、市教育委員会と連携を図り、必要に応じて、いじめを行った生徒の保護者に対し、当該生徒の出席停止を命じる。

（４）重大事態への対処

重大事態であると判断したときは、いじめ対策委員会（組織図参照）を設け、公平・中立な調査を行い、重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。必要に応じて市教育委員会との連携を図る。

調査を実施したときには、調査結果を市教委に報告する。

Ⅵ．いじめ防止基本方針の点検及び見直し

いじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。

・平成２６年２月　策定
・令和　３年３月　一部改訂
・令和　４年３月　一部改訂